

中間検査の手続きについて

1. 手続きの流れ

- ① 検査希望日が決まりましたら、遅くともその2週間前までに電話等でご連絡ください。
- ② 検査日時等が確定したら、検査日の1週間前までに下記2(1)の書類を提出してください。
- ③ 中間検査引受後に請求書を送付いたしますので、検査日の前日までに手数料を納付してください。
- ④ 検査日までに下記2(2)の書類を整えて提出してください。

2. 必要書類

(1) 中間検査日の1週間前までに提出していただく書類（各1部）

書類名	備考
<input type="checkbox"/> 連絡票	
<input type="checkbox"/> 確認検査業務等に係る請求書の送付先について	
<input type="checkbox"/> 現場案内図（最寄駅、現場事務所の位置及び検査日当日の連絡先を明記してください。）	※1
<input type="checkbox"/> 検査対象床面積の算定根拠（略梁伏図・略軸組図等により、検査対象の部位、面積がわかる書類）	
<input type="checkbox"/> 中間検査申請書（建築基準法施行規則第26号様式 第1面～第4面）	
<input type="checkbox"/> 委任状（代理者が申請する場合）又はその写し	※2
<input type="checkbox"/> 軽微な変更説明書（直前の確認済証交付後に軽微な変更がある場合）	※3
<input type="checkbox"/> 確認に要した図書・確認済証（写）（直前の確認済証の交付者が当財団以外の場合）	
<input type="checkbox"/> その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類	

※1 現場事務所と検査員の集合場所が異なる場合は、集合場所も明記してください。

※2 建築確認と一括委任されている場合はその写しで構いません。

※3 敷地面積、建築面積、延べ面積、高さに変更があった場合は、変更後の数値も記載してください。また、中間検査申請書の第三面11欄も同様に、変更後の数値も記載してください。

(2) 中間検査日当日までに提出していただく書類

施工結果報告書

- ※ 特定行政庁が定める様式等がある場合は、定めに基づき、その様式等で提出してください。
定めがない場合は、当財団の様式で 2部 提出してください。

特定行政庁が定める様式がある場合	定めがない場合（当財団の様式）
(例) 【東京都内で建築する場合】 (「[法第12条第5項に基づく]建築工事施工計画等の報告と建築材料試験」より) ①建築工事施工計画報告書（写し）（1部） （東京都内の特定行政庁は規則で建築工事施工計画報告書の提出について定めています。該当する場合は、 <u>着工前に提出する義務があります</u> のでご注意ください。） ②建築工事施工結果報告書（中間）（2部） ③鉄骨工事施工結果報告書（中間）（2部） ④施工状況報告資料（1部） （ミルシート、材料試験結果等の書類、工事写真等（B方式は一部省略してください。））	1) 鉄筋コンクリート工事関係 コンクリート工事施工結果報告書（2部） 2) 鉄骨工事関係 鉄骨工事施工結果報告書（2部）

※ 特定行政庁が定める様式によっては、特定工程ごとに、建築主の押印（朱印）が必要となる場合があります。ただし、複数工区に分割する場合は、第2工区からは建築主等の押印のあるものの写し（コピー）を使用することも可能です。なお、建築主等に変更があれば、新たに建築主等の押印がされたものの提出が必要です。

※ 2部ご提出いただく書類は、受領後、受領印を押印して1部ご返却いたします。

3. 注意事項

- ① 特定行政庁の指定の特定工程の確認をしてください。
- ② 計画変更がある場合は、変更部分に係る工事に着手する前に計画変更の確認済証を受けてください。
- ③ 十分余裕を持って中間検査の日時を定めてください。



一般財団法人 **日本建築センター**
The Building Center of Japan